

事業方針

1 社会情勢

国においては、地方分権改革をはじめ医療・福祉・年金など社会福祉諸制度について、根本的な見直しを進めているところです。

本市においても地方交付税等の削減と公債費や福祉・医療経費の増加により、市の財政は大幅な歳入不足となっていることから、「北九州市経営基本計画」が策定され、大変厳しい行財政改革に取り組んでいます。

また、市制創設45周年という記念すべき年を迎え、人にやさしく元気なまち「ハートフル北九州」を経営理念とし、子育て、教育、福祉等の充実と都市基盤を活用した地域振興が目標として掲げられています。

2 社会福祉協議会における地域福祉活動

このような状況のなか、本会は地域福祉を推進する中核的な団体として、「誰もが安心して暮らせる福祉のまちづくり」を推進することが求められています。そのため、基本理念や活動指針となる平成18年度～22年度までの5カ年計画「北九州市地域福祉活動計画第三次計画」実施計画の中間年に当たり、社会福祉の動向や市の情勢を踏まえ、抜本的な事務事業の見直しを行い、効果的かつ効率的に事業を推進するとともに、自主財源の確保についての取り組みも進めてまいります。

平成20年度は、特に下記の重点項目に添って事業を推進していきます。

基本目標Ⅰ 地域福祉の理解を広げよう

認知症サポーター養成のための出前講演を始め、子育てや災害支援等を切り口として、これまで地域福祉への関心が希薄であった住民に対して積極的に関わることで、地域福祉の裾野を広げます。

基本目標Ⅱ 住民による身近な地域づくりを進めよう

市が新規に取り組む「いのちをつなぐネットワーク」や「のびのび赤ちゃん訪問事業」との連携を通して、住民同士の支援の輪を広げます。

基本目標Ⅲ 関係機関・団体が手を結び、福祉のネットワークをつくろう

地域福祉活動計画第三次計画実施計画の中間年にあたることから、各事業においても見直しを行うとともに、様々な角度からのニーズ調査を行い、関係機関・団体に問題提起することにより、連携を強化します。

基本目標Ⅳ 一人ひとりの安全で安心な暮らしを守ろう

権利擁護センターの機能強化として、法人後見への取り組みを検討し、日常生活上で支援を必要とする人の安全で安心な暮らしを守る取り組みを推進します。

平成20年度 事業計画

～みんなが安心して暮らせる支え合いのまちづくり～

基本目標Ⅰ 地域福祉の理解を広げよう

市民一人ひとりの日常生活上の問題に対して、問題を抱える当事者はもちろんのこと、同じ地域に暮らす市民として共感し、さまざまな問題・課題を分かち合い、解決に向けて動き出せるよう、地域づくりを行なうことが必要です。

そのため、地域福祉に対する理解を深めるとともに、一人でも多くの市民が関心を高めることができる取り組みを進めます。

目標達成のための取り組み

1 広報・啓発の強化

(1) 広報紙の充実と役割分担

- ・ 広報紙の発行（「市社協だより」・「ひと&ひと」各年4回、「周望学舎」年1回、「周望かわら版」年12回、「穴生学舎」年3回）
- ・ 民間福祉事業従事者研修会でPR

(新) 社協活動の紹介ビデオの作成

- ・ ボランティア・市民活動センター広報紙の作成
- ・ 各事業案内や啓発パンフレットの発行及び更新
- ・ テレビ・新聞等マスメディアの積極的活用
- ・ 市政だより等の広報紙活用による市民への情報提供

(2) 出前講演活動等の効果的推進

- ・ 関係機関・団体と協力した出前講演活動の実施
- ・ 講演テーマの積極的な周知と講演体制の整備
- ・ 各事業における事業説明会等の啓発活動の実施

(3) ホームページ掲載情報の整理と充実

- ・ 高齢者サークル活動情報の提供
- ・ 区社協、校(地)区社協の活動紹介
- ・ 「ウェルとばた」ホームページを活用した情報発信
- ・ ボランティアに関する情報提供

- ・ 各種研修開催情報の提供
- ・ 年長者研修大学の市民啓発、高齢者ボランティアの情報提供
- ・ 北九州穴生ドームの利用情報の提供
- ・ 各種関係機関・団体等のホームページリンクによる福祉情報の一体的提供

(4) 市民参加型啓発事業の推進

(新) ・ 市制45周年記念・ボランティアセンター20周年記念

「元気発進ボランティアのつどい」事業の実施

- ・ 高齢者の生涯学習参加啓発講座の実施（年間40コース）
- ・ 年長者研修大学をPRする短期自主講座の開催（年間20講座）

(5) 各種事業を通じた広報啓発の取り組み

- ・ 北九州市認知症サポーター養成事業の実施
養成目標を2万人に増員

(新) ・ 認知症サポーター活動報告会の実施

- ・ 収益事業を通じた広報・啓発事業の取り組み
- ・ 各種イベント・行事の広報を通じた社協活動への理解の促進
- ・ 「福祉会館」の地域福祉活動拠点機能のPR
- ・ 「福祉会館」紹介資料・教材の整備・充実
- ・ 市民講演会（年2回）・ボランティア市民講座（年3回）の開催
- ・ 「周望学舎」開設30周年記念事業の準備、検討
- ・ 年長者研修大学・北九州穴生ドームの一般大学活用型授業や公開講座、作品展、施設行事の実施による啓発活動の強化
- ・ 高齢者にかかわる資格・健康・娯楽等の情報発信・相談コーナーの設置
- ・ 年長者研修大学研修生募集にかかわる有料広告の採用

2 福祉教育の推進

(1) 体験型福祉教育の推進

- ・ 学校、社会福祉施設、企業等と連携した次世代地域福祉活動者の育成
- ・ ウェルクラブ活動による体験型福祉教育の一層の普及
- ・ 小中高生・親子ボランティア体験の実施（受入目標1,200人）
- ・ 高校生介護等体験特別事業の実施（啓知高等学校 3／3年次指定）
- ・ 高等学校施設体験ボランティア学習（西南女学院高校 年2回）
- ・ 異世代に対する伝承活動、世代間ふれあい交流の実施（年25回）
- ・ 年長者研修大学全研修生に対する必須科目としての福祉授業の充実
- ・ 年長者研修大学講座の一環とした福祉施設及び市民センターにおける体験型学習の拡大実施（年100回）
- ・ 世代間交流として、小、中、高校生を対象にしたニュースポーツ体験事業の実施

- (2) 社会福祉協力校指定事業の充実
 - ・ 社会福祉協力校と地域との協働事業の実施
 - ・ 教職員を対象とした福祉教育セミナーの開催

- (3) 各機関が実施する福祉教育の調整

3 地域福祉人材の育成

- (1) 社会福祉ボランティア大学校、年長者研修大学校などをはじめとする社会福祉協議会が持つ研修機能の充実

- ① 社会福祉ボランティア大学校の研修機能の充実

- ・ ボランティア活動者育成、交流のための市・区合同ボランティア講座の開催
- ・ 「今、行動できる人づくり」を柱とした講座の企画・運営
福祉教育を切り口としたE S D (持続可能な開発のための教育) の実践ができる「人」づくり
- ・ ボランティアやN P Oとの協働による講座の企画・運営
- ・ 研修効果測定内容の再検討
- ・ 研修・講座のバリアフリー化に向けた検討
誰でも気軽に受講できる研修を目指した託児や手話通訳等の検討
- ・ 地域やボランティア活動団体への研修企画の支援 (講座企画、研修技法・ビデオ・講師紹介等)

- ② 年長者研修大学校修了生等の地域活動・ボランティア活動への参加意欲増進

- (新) 社会貢献型「市民後見人」養成研修の実施

- ・ 地域活動コーディネーターの配置による高齢者の地域活動支援強化 (需給調整：年400回、施設のニーズ調査：年2回、在校生の登録・研修：年1回)
- ・ 高齢者の人生キャリアを活用する「エイジレスタレント」の養成・活動支援
折り紙、お手玉、絵手紙、書道等の講師として講座・施設等での指導
(自由研究講義等の講師活用：各学舎5人/年、学舎の施設ボラ採用：年30人)
- ・ シルバーバンク及び高齢者ボランティアグループ等の活性化と活動支援

- (新) 年長者研修大学校を拠点として活動するボランティアグループ連絡会の設置

- (新) パソコンボランティアの育成と情報発信

- ・ 研修生による地域清掃活動や通学路での子どもの見守り活動の実施
- ・ 社会参加促進を図る高齢者のための研修事業の充実 (年13コース)
- ・ 高齢者の地域活動を促進するための必須研修の充実と関係機関 (高齢者福祉施設・市民センター・環境関係施設等) との連携強化
環境ミュージアムや市民センターへのボランティア登録：50人
行事の協働：2回
- ・ 高齢者のための健康、体力づくり指導者の研修 (年2回) 及び健康ボランティアの養成

③ 研修参加者の実践支援

- ・ 民間福祉事業従事者の資質向上を目指した、救命救急法等実用的な内容の研修会の実施
- ・ 校(地)区社協人材育成事業への協力
校(地)区社協個別研修支援事業、地域福祉従事者研修の実施
- ・ 市制45周年記念・ボランティアセンター20周年記念(再掲)
「元気発進ボランティアのつどい」事業の実施
- ・ 団塊世代及びヤングシニア世代(40～65歳)の社会参加促進を図るための研修事業の充実
- ・ 地域活動者と年長者研修大・学校研修生との交流授業の実施
- ・ まちづくり活動者のための研修実施
- ・ 心配ごと相談員に対する研修会の実施

(2) 地域福祉活動、ボランティア活動分野の講師等の開拓・育成

- ・ 子育て支援ボランティア講師等養成講座の開催
- ・ 高齢者の健康体力づくり指導者研修及び健康づくりボランティアの拡充
- ・ 企業におけるボランティア活動推進・人材育成を目指した企業訪問の実施
- (新) 災害時福祉救援活動の体制づくり普及のための支援者の育成

基本目標Ⅱ 住民による身近な地域づくりを進めよう

地域に暮らすすべての人々が生き生きと安心して暮らせるまちにするためには、公的な福祉サービスの充実はもちろん、地域内の問題は住民自らの問題として、協力して解決に取り組むことが必要です。

このため、住民同士が力を集め、支援を必要とする人たちのニーズを把握し、支援の輪をつくり、住民の自発的参加による福祉活動を進めます。

目標達成のための取り組み

1 小地域福祉活動の活性化

(1) ふれあいネットワーク事業（共通事業、協働事業）の充実

(新) ・ 「いのちをつなぐネットワーク」との連携策の検討

- ・ 活動者の交流会やリフレッシュ&フレンドシップ事業の実施
- ・ 見守り活動を更に充実させるための支援策の検討
- ・ 活動の実績に応じた活動費の助成
- ・ 協働事業の見直し
- ・ ふれあいネットワーク事業活動者への研修の実施
現任・新任福祉協力員研修等
- ・ 地域福祉権利擁護事業利用者に対する地域住民を含めた支援ネットワークの充実

(2) 校（地）区社協活動の支援

- ・ 系統的な研修体系の検討
- ・ 地域福祉従事者研修の実施
トップセミナー（年1回）、新任役員研修（年1回）
- ・ 次世代地域福祉活動者育成事業（ウエルクラブ活動）の実施（再掲）
- ・ 研修や活動メニューの企画・提案等による個別の支援
- ・ 活動実態に応じた重点的な支援
- ・ 小地域福祉活動の手引き作成
- ・ ボランティア・NPO団体との連携促進
- ・ 健康と福祉のまちづくり事業の支援
- ・ 福祉救援体制づくりの普及

(3) 年長者研修大学校等修了者等の小地域福祉活動への結びつきの促進

- ・ 退職者・高齢者のボランティア活動参加支援
- ・ 穴生学舎クッキングボランティアによる「ふれあいいいききサロン」の実施
(年22回)

- ・ 年長者ボランティア銀行による市民センター、放課後児童（学童保育）クラブなどにおける子育て活動への支援
- ・ まちづくり活動者セミナーの実施
- ・ 地域活動コーディネーターの配置による高齢者の地域活動支援強化（再掲）
- ・ 小地域の健康づくりを目的とした、ニュースポーツ出前事業及び健康ボランティアによる活動支援

(4) 子育て支援の充実

- ・ 子育て応援ブックの活用
「子育て応援ブック」1万部をツールとして、子育て支援活動を推進する
- ・ 子育て支援講演会・交流会・啓発パネル展への協力（市民児協主催）
- ・ 「のびのび赤ちゃん訪問事業」への協力
主任児童委員による生後4ヶ月以内の乳児のいる家庭への訪問
- ・ 次世代地域福祉活動者育成事業（ウェルクラブ活動）の実施（再掲）
- (新) 児童いきいきサロン応援団モデル事業(仮)の実施（モデル地区3ヶ所予定）

2 ボランティア・市民活動の支援

(1) ボランティア・市民活動センター、各区ボランティアセンター機能の充実

① 市内のボランティア等支援機関との連携

- ・ ボランティア・NPO団体との連携・活動支援
北九州市民サミット2008実行委員会への参加
- ・ 他機関等が実施するボランティア関連研修・講座の情報収集・発信
- ・ 個人・グループへのボランティア活動保険助成、育成と支援
- ・ ボランティア活動養成修了者のフォローアップ
- ・ ボランティア活動者育成のための各種ボランティア講座の開催
- ・ 区域におけるボランティア機関・団体の窓口一本化（区ボラセンとシルバーバンク等）

② 区ボランティアセンターと市民センターの関係づくり

- ・ 市民センターを中心とした地域活動支援にかかわる方を対象とした研修の実施（年7回）

③ ボランティアネットワークの構築

- ・ 研修・講座を通じた活動者同士のネットワークづくりの促進（ボランティア活動者スキルアップ講座 年3回）

(2) 年長者研修大学校機能の活用

- ・ 退職者・高齢者のボランティア活動参加支援
年長者研修大学校との連携によるボランティア体験実施
- ・ 自主財源確保のための短期自主講座の開催（年8講座）

- ・ まちづくり活動者セミナーの実施（再掲）
 - ・ 地域活動コーディネーターの配置による高齢者の地域活動支援強化（再掲）
- (3) サービス提供等を通じた活動機会の確保、提供
- ・ 独立行政法人福祉医療機構助成事業の実施
 - ・ 各種基金助成金の紹介・申請審査
 - ・ 「福祉会館」の管理運営事業を活用した、ボランティア活動の場や市民活動の発表の場の提供
 - ・ 在宅虚弱高齢者送迎サービス事業の実施（受入目標 4,000 人）
 - ・ 腕自慢おまかせサービス事業の実施（実施目標 200 件）
新たに地域防災の視点で減災促進事業へ協力
 - ・ 福祉有償運送運転協力者研修の実施（年 2 回、代替講習 年 2 回）
 - ・ 年長者研修大学校でのボランティア指導員の登用増（両学舎で 7 人→9 人体制へ）
 - ・ 年長者研修大学校の地域開放事業等の実施

3 役割分担と協働の促進

- (1) 校(地)区社協活動とボランティア・NPO 団体との連携・協働の仕組みづくり
- ・ 校(地)区社協へのボランティア・NPO 団体の参画の促進（再掲）
- (2) 校(地)区社協活動と学校との連携強化
- ・ 学校と連携した次世代地域福祉活動者育成事業（ウェルクラブ）の実施
- (3) 校(地)区社協とまちづくり協議会との役割分担の明確化
- ・ 校(地)区社協とまちづくり協議会の役割分担と協働の促進

4 災害時福祉救援活動の体制づくり

- (1) 小地域単位の福祉救援体制づくり
- ・ 民生委員児童委員と連携した福祉救援活動への取り組み推進
関係機関・団体とのネットワークづくりや災害時要支援者の把握、他都市との情報交換など
 - ・ 社会福祉施設との連携と活用の検討
 - ・ 戸畑駅前防災相互応援協定による周辺地域の防災体制の充実・強化
 - ・ 校(地)区社協を中心とした福祉救援体制づくりモデル地区支援の拡大
継続 4 地区に新規 7 地区を加え合計 11 地区で実施
 - ・ 年長者研修大学校全研修生に対する防災意識の高揚と救急救命講習及び教室の実施
 - ・ 年長者研修大学校と地域団体・福祉施設との地域防災協定に基づく防災訓練の実施（年 1 回）

- ・ 巡回型まちかど救命士（生きがい活動指導員）による緊急時の体制づくり
AED（自動体外式除細動器）を常備した公用車4台による市内巡回
- (2) 災害ボランティアセンター設置を想定した仕組みづくり
- ・ 社協職員を対象とした「災害コーディネーター研修」の継続的实施
 - ・ 災害救援ボランティア養成講座（基礎・スキルアップ）の開催（各1回）
による災害救援ボランティアの育成
 - ・ 災害救援ボランティアマニュアルの整備
社協職員、関係者によるシミュレーション実施

5 福祉等専門職の地域への参加、参画の推進

- (1) 地域包括支援センターと社会福祉協議会の連携による専門職の参加の促進
- ・ 地域包括支援センターとの連携
 - ・ 地域包括支援センター等の体制充実に向けた参画
社会福祉士8人、主任ケアマネジャー3人、予防給付ケアプラン作成を行う
ケアマネジャー10人の派遣
- (2) 校(地)区社協連絡調整会議等への専門職の参加の促進
- ・ 校(地)区社協連絡調整会議への専門職の参加の呼びかけ

基本目標Ⅲ 関係機関・団体が手を結び、 福祉のネットワークをつくろう

市民の価値観や生活様式の多様化によって、日常生活上の問題についても多様化し、いくつかの問題を同時に抱える場合もあります。

そのため、保健、医療、福祉等の関係機関・団体の連携を強め、総合的に問題・課題の解決を図ります。

それぞれの連携体制については、外部にも見える形で進めていきます。

目標達成のための取り組み

1 福祉サービス事業者との連携・調整

(1) 専門研修の実施

- ・ 民間社会福祉事業従事者共済事業担当者研修会
福祉の現場で活用できる内容の研修を行い、職員のスキルアップに努める
- ・ 社会福祉主事資格認定講習会（年54回）
- ・ 福祉サービス事業者への地域福祉権利擁護事業説明会の実施

(2) 関連会議等への参加・参画や開催

- ・ 高齢者見守りサポーター派遣事業説明会の実施
- ・ 北九州市高齢者介護の質の向上委員会への参画
- ・ 地域包括支援センター等の体制充実に向けた参画（再掲）
- ・ 社会福祉施設との連携による効果的かつ効率的な地域福祉権利擁護事業サービスの実施
- ・ 北九州市災害時要援護者避難支援連絡調整会議への参画

(3) 福祉人材バンク機能の充実

- ・ 社会福祉施設等との情報交換による求人の開拓
- ・ 求職登録者への定期的な求人情報の提供
- ・ 「福祉の職場 合同就職面談会」「福祉の職場 求人・求職面談会」の充実（年2回）

(新) ・ 市主催「UIターン事業」への参画

2 地域福祉関係団体との連携・調整

- (1) 子育て支援に関する保育所等機能の地域への周知
 - ・ 子育て支援に関する保育所等機能の地域への周知
- (2) 精神保健福祉分野での連携と調整
 - ・ 精神保健福祉分野での連携と調整
- (3) 社会福祉施設と地元校（地）区社協の連携促進
 - ・ 区ボランティアセンターと市民センターとの連携
区センターと連携した市民センター単位での講座開催
- (4) PTA を含めた子育て関係機関・団体との連携
 - ・ 子育て支援団体・グループ等や民生委員、主任児童委員との連携
- (5) 市民センターとの連携
 - ・ 市民センターを中心とした地域活動支援にかかわる方を対象とした研修の実施（年7回）（再掲）
 - ・ 高齢者の地域活動促進のための地域活動者との交流授業の実施
 - ・ 年長者研修大学校講座の一環とした福祉施設及び市民センターでの体験学習の実施と活動支援（再掲）
- (6) 民生委員児童委員との連携
 - ・ 市民生委員児童委員協議会事務局の運営
 - ・ 市・区民生委員児童委員協議会との連携
 - ・ 民生委員互助共励事業の実施による民生委員活動の充実と推進
- (7) 関連会議等への参加、参画や開催
 - ・ 福祉人材バンク事業における職業安定所等との情報交換
 - ・ 「ウェルとばた」入居者との情報交換会等による福祉団体等とのネットワークづくりの推進
 - ・ 権利擁護関係機関の連携による被虐待者及び虐待者への援護体制づくり
 - ・ ホームレス自立支援推進協議会でのホームレス問題解決に向けての検討
- (8) 民間福祉活動の支援・連携
 - ・ 各施設協議会等への福祉情報提供や行事への参加
 - ・ 民間社会福祉事業従事者共済事業の実施
 - ・ 民間社会福祉施設整備資金等貸付事業の実施
 - ・ 寄付行為に伴う寄贈施設の斡旋
 - ・ 独立行政法人福祉医療機構助成事業の実施（推薦枠8団体）

- ・ 施設ボランティアコーディネーター交流会（2ヶ月に1回開催）
- ・ 老人クラブ研修の実施
- ・ ホームレス自立支援団体等との協働事業の推進
NPO法人北九州ホームレス支援機構との協働による①ホームレス巡回相談指導、②入所者生活相談指導、③退所者自立生活支援等の実施
- ・ ホームレス自立支援推進協議会でのホームレス問題解決に向けての検討
ホームレス自立支援推進協議会を年4回開催し、ホームレスの自立を、市民・地域団体・NPO等の民間団体との連携のもとに推進

3 共同募金会との連携

(1) 募金活動への協力体制強化

- ・ 北九州市各区支会連絡協議会業務の遂行
- ・ 共同募金への理解とPRを目的とした啓発パネル展の実施
関係機関・団体のイベント等でパネル展実施
- ・ 校(地)区社協単位の募金への協力による募金運動の促進

(2) 歳末見舞金の地域活動への有効活用

- ・ 区社協事務局長会議における具体策の検討、提案

4 調査・研究、提言

(1) 新しい仕組みづくりに関する研究

- (新) ・ 小地域福祉活動における見守り対象者に関する調査研究
- (新) ・ 就労する障害者の地域福祉権利擁護事業の利用支援のあり方についての検討
- (新) ・ 年長者研修大学校の運営に関する調査研究
- (新) ・ ビル緑化、雨水や自然エネルギーを活用する省エネ・省資源による施設運営の研究

(2) ニーズ調査

- ・ 心配ごと相談内容の集約と分析
- (新) ・ 福祉協力員によるニーズ把握の調査研究
- ・ ボランティア養成講座等修了後の活動追跡調査の実施
- ・ 生涯学習及び地域活動に関する意識調査及び情報収集と調査研究（年2回）
- (新) ・ 高齢者の地域活動需給調整のための、福祉施設や地域包括支援センターにおけるニーズ調査実施（年1回）

(3) 実態調査

- ・ ボランティアグループ活動実態調査の実施
- ・ 年長者研修大学校修了後の地域活動への追跡調査（各学舎50サンプル、年1回）

5 地域福祉活動計画の推進

(1) 計画の普及

- ・ 社会福祉施設、民間事業所等に対する計画の周知
民間社会福祉施設事業従事者共済事業の研修会等で計画の周知をはかる
- ・ 出前講演活動等各種事業を通じた第三次計画の普及

(2) 進捗状況の評価・点検と見直し

- (新)・ 総合企画委員会による「地域福祉活動計画第三次計画」実施計画の中間年見直し

(3) 校（地）区単位の活動計画づくりの普及

- ・ 校(地)区単位の活動計画づくりの普及

基本目標Ⅳ 一人ひとりの安全で安心な暮らしを守ろう

日常生活上で支援を必要とする人に対して、プライバシーにも配慮しながら、安全で安心な暮らしを守るための支援活動を行ないます。

目標達成のための取り組み

1 権利の擁護と福祉サービス利用援助

(1) 地域福祉権利擁護事業の充実

- ・ 運営監視・審査会および契約締結審査部会の開催
 - ・ 生活支援専門員、生活支援員の資質向上のための研修会及び事例検討会の実施
 - ・ 福祉サービス利用援助を中心とした生活支援サービス内容の充実
- (新)・ 就労する障害者の利用支援のあり方についての検討（再掲）

(2) 成年後見センターとの連携

- ・ 地域福祉権利擁護事業から成年後見制度への移行に関する検討と支援
- (新)・ 法人後見への取組みの検討
- ・ 「権利擁護センター」と「成年後見センター」の実務的な連携と役割分担の整理

(3) 他機関・団体とも連携した、子ども・高齢者・障害のある人などの生活権保障（犯罪被害防止など）の取り組み

- ・ 出前講演活動を活用した生活権保障（犯罪被害防止など）の取り組み

- ・ 年長者研修大学校における権利擁護事業の理解の促進と福祉サービス等情報の提供（全研修生：年3回）

2 相談・苦情への対応と情報提供

(1) 心配ごと相談所の運営

- ・ 心配ごと相談事業の運営支援
心配ごと相談員の資質向上を目的とした研修会の実施

(2) 介護サービス相談事業の充実

- ・ 介護サービス相談員派遣事業の拡充（派遣事業所150ヵ所を予定）

(3) 福祉関連の就業に関する相談・情報把握

- ・ 求人・求職に対する相談と情報把握の充実

(4) 苦情への対応

- ・ 広報紙やホームページへの定期的な掲載による苦情解決方法の市民への周知徹底

(5) 市民への情報提供

- ・ 生活福祉資金相談コーナー窓口での相談受付
生活福祉資金巡回相談の実施や修学資金制度説明会の実施
- ・ ふれあいネットワーク事業を通じた市民への情報提供

3 社会参加・自立の支援

(1) 健康と福祉のまちづくり事業の推進

- ・ 小地域の健康づくりを目的とした、ニュースポーツ出前事業及び健康ボランティアによる活動支援（再掲）

(2) 高齢者の社会参加・自立の支援

- ・ 高齢者サークル活動参加促進事業の促進
市内約900グループの実態把握と市民へホームページやチラシで紹介し高齢者の自立を促進する
- ・ 高齢者地域交流支援通所事業における介護予防・自立支援の強化
市民センター49ヵ所での、運動器の機能の向上や栄養改善、口腔機能向上等を目的とした介護予防プログラムの実施と統一プログラムの導入、介護予防普及啓発のための全体事業の実施
- ・ 在宅虚弱高齢者送迎サービス事業の実施（受入目標4,000人）（再掲）
- ・ 腕自慢おまかせサービス事業の実施（実施目標200件）（再掲）
- ・ 老人クラブ連合会との連携による研修事業等の充実

- ・ 高齢者の生きがいや健康、生活の質を高めるための各種研修事業の充実
- ・ 高齢者の生涯学習に対する意識啓発と受講機会の拡大を図るための大学活用型校外授業（シニアカレッジ）の実施
- ・ 高齢者の社会参加活動支援（ボランティア、クラブ、同好会、同窓会等）のための場の提供
- ・ 団塊世代の社会参加を支援する各種講座の実施（再掲）
- ・ 高齢者が高齢者を支援する「ふれあいいいききサロン」事業の実施（再掲）
- ・ 高齢者の健康・体力づくり事業及び「健康プログラム（穴生ドームテスト）」による運動処方箋の提供

(3) 家族介護者の支援の充実

- ・ 高齢者見守りサポーター派遣事業の充実
新規サポーター50人の養成

(新) ・ 高齢者見守りサポーター派遣事業ケース検討会の開催

(4) 障害児（者）の社会参加・自立の支援

- ・ 生活福祉資金貸付制度の運用（再掲）
- ・ 小規模作業所と連携した収益事業の充実

(5) 母子・父子世帯の社会参加・自立の支援

- ・ 生活福祉資金貸付制度の運用(再掲)

(6) 低所得世帯の自立の支援

- ・ 生活福祉資金貸付制度の運用(再掲)

(7) ホームレスの自立の支援

- ・ 市内ホームレスに対する巡回相談の実施
市内全域の巡回相談指導事業を実施するとともに、重点巡回地区を定め、公園や公共施設の管理者等と連携し計画的な巡回相談を実施
- ・ ホームレス自立支援センターへの入居促進
年間入所目標人員 100 人の計画的受入による就労自立及び福祉自立の支援促進
- ・ ホームレス自立支援センター入所者個々にあわせた、自立支援プログラム作成と生活、職業、医療、法律等の各種相談・指導による総合的なサポートの実施
- ・ 地域での安定的な自立生活を目指した、ホームレス自立支援センター退所者へのアフターケアの実施（退所後1年間）

推進の基盤づくり

社会福祉法は、地域福祉の推進役として社会福祉協議会を位置づけています。

校(地)区社会福祉協議会・区社会福祉協議会・市社会福祉協議会は、一体となって「みんなが安心して暮らせる支え合いのまちづくり」を進めていくために、各域社協で「組織づくり」「活動拠点の確保」「活動点検」「役割分担」「財政基盤の強化」の視点をもって基盤づくりを行い、連携・協働しながら、地域福祉活動を計画的に推進します。

1 校(地)区社会福祉協議会

- ・ 校(地)区社協新任役員等研修の実施
- ・ 市民センター等の活用の推進
- ・ 実績報告等による活動点検
- ・ 自主財源確保の企画・提案
- ・ 財団等助成金の活用促進

2 区社会福祉協議会

- ・ 市社協正副会長・区社協会長合同会議の開催
- ・ 市社協課長・区社協事務局長合同会議の開催
- ・ 収益事業の拡充
- ・ 共同募金の募金手段等の検討
- ・ 校(地)区社協支援事業の共同化による業務効率の向上
- ・ 財団等助成金の活用促進
- (新) ・ 事務事業の見直し

3 市社会福祉協議会

- ・ 職員連絡会議の開催による情報の共有
- ・ 研修の実施による職員の能力開発
- ・ 賛助会員制度の推進
- ・ 自主財源確保策の企画・提案
- ・ 収益事業の拡充
車両広告、封筒広告収益事業の新規実施、まちづくりクッキー、プチボTシャツ・エプロン等の販売拡大
- ・ 共同募金の活性化支援(再掲)
- ・ 指定管理運営業務の推進(年長者研修大学校・穴生ドーム・ウェルとばた)
次期(平成21年度～)指定管理者選定に向けた提案書作成
- ・ 「地域福祉活動計画第三次計画」実施計画の中間年見直し(再掲)

(新) ・ 事務事業の見直し

(新) ・ 新たな人事・給与制度の導入

常設委員会の実施

市社協が実施する事業を適正に遂行するよう、各種常設委員会にて協議を行っていきます。

- ・生活福祉資金調査委員会
- ・民間社会福祉施設整備資金貸付審査委員会
- ・民間社会福祉事業従事者共済事業運営委員会
- ・独立行政法人福祉医療機構助成金推薦審査委員会
- ・総合企画委員会
- ・地域福祉権利擁護事業運営監視・審査会
- ・地域福祉権利擁護事業契約締結審査部会
- ・福祉人材バンク事業運営委員会
- ・ボランティア・市民活動センター運営委員会
- ・年長者研修大学校運営委員会
- ・北九州穴生ドーム運営委員会